平成２３年（フ）第４８９号
神戸市垂水区中道５丁目１番30号　山田グリーンハイツ201号、申立時の住所高知県南国市大埇乙3330番地２
債務者　原　　藤代
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９６号
高知県南国市廿枝1812番地の４
債務者　松村　利枝
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０３号
高知県香美市土佐山田町西本町１丁目１番９号
債務者　永田　満男
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０８号
高知県南国市片山1443番地
債務者　有澤　七重
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７６号
福岡県行橋市大字今井2490番地８　今井団地１―41号
債務者　渡辺　陽子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
徳島県徳島市中島田町１―19―２　コスモス104号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目48番48号
債務者　松岡　康二
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目38番21号
債務者　高山　陽輔
１　決定年月日時　平成23年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目16番10号101号
債務者　鹿丸　明美
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７号
岩手県釜石市小川町１丁目８番７号、旧住所岩手県釜石市中妻町１丁目18番２号　ラポール中妻201号
債務者　鈴木　宏美
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第８５４号
仙台市青葉区川平２丁目22番21号　旭荘７
債務者　早坂　和広
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８６２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地15号棟201
債務者　佐瀬　浩一
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
宮城県石巻市鹿又字大巻前58番地５、前住所宮城県石巻市門脇字西三軒屋65番地44
債務者　武山　正志
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野41番地60
債務者　堀川　喜光
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第５８号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野41番地60
債務者　堀川　久子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１９０号
福島県二本松市油井字川口１番地１　雇用促進住宅あだち宿舎２号棟404号、従前の住所福島市北原３番地の76
債務者　遠藤　　茜（旧姓栗原）
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４５２号
茨城県水戸市大工町２丁目１番７―1002号　プレアデス
債務者　木原　英明
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６２号
茨城県常陸大宮市諸沢217番地の１　市営諸沢住宅２号
債務者　綿引三千代
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所